

別表第1（第3条関係）

事業名	働く若者新築等住宅取得支援事業				
事業内容	国富町への定住のため、町外から転入した若者が、本町において住宅を新築若しくは増改築又は中古住宅を購入した場合、その若者に生活支援として奨励金を交付する。				
対象者	(1) 平成30年4月1日以降に国富町に住民登録をし、令和6年3月31日までに申請をした者。 (2) 居住用の住宅を取得（新築購入を含む。）、増改築又は中古住宅を購入した者で、当該住宅の新築若しくは増改築又は購入に係る契約日において満18歳以上50歳未満に該当する者。 (3) 他の市区町村から転入した日の前日から起算して過去1年以内に町内に住所を有していない者。 (4) 当該住宅に関し、所有が共有名義である場合は、対象者が持ち分を有していること。				
対象住宅	対象者が、平成30年4月1日以降において取得した新築住宅は、価格が500万円以上の住宅をいう。また、中古住宅及び増改築住宅は、価格が300万円以上の住宅をいう。 ただし、店舗との併用住宅にあつては、居住部分が120平方メートルまでの床面積とする。				
奨励金の交付額及び交付の期間	区 分		奨励金額（年）	交付期間	上限額
	新築又は新築住宅の取得	町内事業者を利用し新築	20万円に中学生以下1人につき5万円を加算	3年間	100万円
		町外事業者を利用し新築	10万円に中学生以下1人につき5万円を加算	3年間	70万円
	中古住宅の取得	購入のみ	10万円に中学生以下1人につき5万円を加算	3年間	70万円
	多世代同居のための増改築	町内事業者を利用し増改築	20万円に中学生以下1人につき5万円を加算	1回のみ	35万円
		町外事業者を利用し増改築	10万円に中学生以下1人につき5万円を加算	1回のみ	25万円
奨励金の交付方法	奨励金は交付決定額の2分の1を現金とし、残りを商品券で交付する。				
申請の方法	第5条に掲げるとおり。				

事業名	働く若者移住定住促進家賃支援事業
事業内容	国富町に定住する意思を有し、本町へＩターン又はＵターンした若者が居住用の民間賃貸住宅の賃貸契約をした場合、生活支援として奨励金を交付する。
対象者	(1) 平成 30 年 4 月 1 日以降に国富町に住民登録をし、令和 6 年 3 月 3 1 日までに申請をした者。 (2) 第 2 条に掲げる者のうち、満 35 歳未満の者で、民間賃貸住宅の所有者との間で賃貸借契約を締結した者。ただし、公務員又は独立行政法人若しくは地方独立行政法人の役員又は職員を除く。 (3) 本町以外の出身者（Ｉターン）であって、新たに本町に住民登録した若者 (4) 本町の出身者（Ｕターン）で、3 年以上町外へ転出した後、再び住民登録した若者
対象住宅	対象とする民間賃貸住宅とは、建物の所有者との間で賃貸借契約を締結し、自己の居住の用に供する住宅で次の住宅を除くものをいう。 ア 町営、県営住宅等の公的賃貸住宅 イ 社宅又は寮等の事業主から貸与を受けた住宅 ウ 申請者以外が契約した賃貸借契約に基づく住宅 エ 申請者及び申請者の配偶者の 2 親等以内の親族が所有し、又は管理している住宅
奨励金の交付額	5 万円/年額
交付の期間	3 年間
奨励金の交付方法	奨励金は、交付決定額の全てを商品券で交付する。
申請の方法	第 5 条に掲げるもののほか、次の書類を添付するものとする。 (1) 民間賃貸住宅の賃貸借契約書の写し

別表第 2（第 1 2 条関係）

奨励金交付決定後の年数	返還を求める額
1 年以内	交付決定額の 100 分の 100
1 年超 3 年以内	〃 100 分の 80
3 年超 5 年以内	〃 100 分の 60

事業名	くにとみ暮らし支援事業			
事業内容	国富町への定住のため、本町に住宅を新築若しくは購入又は増築、改築した者に対し、生活支援として奨励金を交付する。			
対象者	以下の要件全てに該当する者 (1) 国富町に住民登録がある者。 (2) 住宅の取得（新築又は改築、購入、増築）に係る契約日若しくは国富町に住民登録をした日から起算して1年以内の者。ただし、特別な事情がある場合はこの限りでない。 (3) 居住用の住宅を取得（新築又は改築、購入、増築）した者で、それに係る契約日において満18歳以上50歳未満に該当する者。 (4) 当該住宅に関し、所有が共有名義である場合は、対象者が持ち分を有していること。 (5) <u>過去に第3条第1項第1号の交付を受けてない者。</u>			
対象住宅	令和7年4月1日以降に契約した住宅が対象で新築又は改築住宅は、価格が500万円以上の住宅をいう。また、中古住宅及び増築住宅は、価格が300万円以上の住宅をいう。ただし、店舗との併用住宅にあつては、居住部分が120平方メートルまでの床面積とする。 ただし、同住所地で世帯全員が移り住む住宅の建築は対象住宅から除く。			
奨励金の交付額及び交付の期間	区 分	奨励金額（年）	交付期間	上限額
	新築又は改築、新築住宅の取得	10万円に中学生以下1人につき5万円を加算	1回のみ	30万円
	中古住宅の購入			
	多世代同居のための増築			
奨励金の交付方法	奨励金は交付決定額の10万円を現金とし、残りを商品券で交付する。			
申請の方法	第5条に掲げるとおり。			